

稻城市生産緑地地区指定基準

平成29年12月28日
市長決裁

第1 趣旨

この基準は、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な住環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の指定について必要な事項を定める。

第2 指定要件

生産緑地地区に指定できる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団のものの区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境機能の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- (2) 面積が300 m²以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (4) 相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。
- (5) 指定する農地等は、筆を単位とする。

第3 用語の定義

- (1) 「農地等」とは、現に良好な肥培管理のもと耕作等が行われている農地や採草放牧地、林業の用に供されている山林、また、これらと一体となった一定の道路、農業水路、ビニールハウス、農機具の収納施設等も含む。
- (2) 「一団のものの区域」とは、物理的に一体かつ地形的なまとまりを有している農地等の区域をいい、既に指定されている生産緑地又は他の所有者の農地等と合わせて一団を形成している区域を含む。

ただし、道路、水路等が農地等を分断している場合であっても、それが小規模のもので、かつ、これらの道路、水路等と農地等が物理的に一体性を有していると認められるものであれば、一団の農地等の区域として取り扱うことができるものとする。

この場合、分断する道路、水路等は生産緑地地区の面積に含まないものとし、小規模として取り扱う道路等の幅員は6m以内とする。

稠密な市街地等においては、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより良好な都市環境に資する場合は、一団の農地等の区域として取り扱うことができるものとする。

この場合の一団の農地等の区域としての取り扱いは、農業委員会の判断によるものとする。

- (3) 「都市環境機能」とは、農林業が営まれることにより、公害や災害を防止する効用があり、都市の環境を守る役割を果たしていることをいう。
- (4) 「公共施設等の敷地の用に供する土地に適している」とは、現時点で公共施設等の予定地として位置が特定しているものだけに限定されたものではなく、将来、公園緑地等の公共施設に活用することが可能であることをいう。
- (5) 「面積が300m²以上の規模」の算定にあたっては、土地登記簿に記載されている面積によるほか、実測によることができるものとする。なお、既に指定されている生産緑地又は他の所有者の農地等と合わせて300m²以上でも可とする。
- (6) 「相当期間にわたって農業経営等の継続」とは、告示の日から起算して30年以上営農するものとする。

第4 指定する農地等

生産緑地の指定は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 緑地の補完や公共施設等として期待される農地等
- (2) 市街地内の環境保全や景観上の効用が期待される農地等
- (3) 災害対策の効用が期待される農地等
- (4) すでに指定されている生産緑地地区の一体化、整形化が図れる農地等
- (5) 農業経営の安定を図るために役立つ優良な農地等

第5 指定しない農地等

第2の規定にかかわらず、都市計画的な観点から、次の各号の一に該当する農地等については、原則として生産緑地地区の指定はしないものとする。

- (1) 用途地域が商業地域及び近隣商業地域に指定されている区域内の農地等

- (2) 広域幹線道路（多3・3・10号稻城多摩線（川崎街道）、多3・1・6号南多摩尾根幹線、多3・3・13号押立東長沼線（稻城大橋通り（側道のある区間を除く））の沿道20m区域内の農地等
- (3) 既に都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第59条の許可又は承認を受けた都市計画施設（道路・河川・公園等）の区域内の農地等
- (4) 計画的な市街地の形成を図る上で支障があると認めたもの
- (5) 現況は農地であっても、農地法の規定に基づく転用の届出が行われている農地等（ただし、以下の項目の場合を除く）
 - ア 1年以上農地等の用に供されている土地で、農業委員会が認める場合
- (6) 過去に生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、行為の制限が解除された農地等（ただし、以下の項目をすべて満たす場合を除く）
 - ア 1年以上農地等の用に供されている土地で、農業委員会が認める場合
 - イ 過去に生産緑地地区の行為の制限が解除された際の原因となった主たる従事者と異なる場合

第6 地区の指定

- (1) 生産緑地地区の指定は、指定対象農地等の所有者に生産緑地地区指定に関する必要書類の提出を求め、審査のうえ、必要と認められるものについて、一定の手続きを経て行うものとする。
- (2) 申請については、毎年、一定の期間を定め、市に提出するものとする。

第7 適正管理

生産緑地地区に指定した農地等については、良好な都市環境の形成に資するよう、農業委員会の協力の下に適正管理について指導を行っていくものとする。

第8 補則

この基準に定めるほか、生産緑地地区の指定の基準に関して必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成16年4月1日以降に新たに指定する生産緑地について適用する。

付 則（平成29年12月28日市長決裁）

この基準は、平成30年1月1日以降に新たに指定する生産緑地について適用する。